

品質保証体制強化に向けたガイドライン

品質保証の基本は識別管理と変更管理及び不適合処置（再発防止対策）であります。これらが実効性のある体系になっているかを定期的に点検することが必要であります。また、状況変化に則した品質保証体系の見直しと教育、並びに不正防止のための仕組み作り（自動化など）が重要です。これらの課題は企業の規模に関わりなくものづくり企業が具備すべき必須要件であります。一方、万が一にも不正が発覚した場合は、我々の製品の世の中に対する影響、サプライチェーンへの影響を鑑み、当会もしくは経済産業省に速やかに報告をお願い致します。

1. 法令遵守と品質保証に関する意識の徹底

- ① 今般の品質不正の主原因である、規格遵守という姿勢の欠如、生産重視の意識、現場の把握不足等について、経営層からの通達、会議体での確認により、現場も含め、各人の品質保証に関する意識を再度喚起・徹底する。
- ② 品質保証及び品質管理の教育を適宜実施する。
(ルール遵守の徹底、並びに啓発、能力開発の目的含)
- ③ 内部通報制度（通報者の保護含む）等も活用することで、問題を逐次把握ができる環境を構築する。

2. 不備・不適切な事象を発生させない仕組み作り

- ① 品質保証のマネジメント強化
 - ・品質保証を統括する責任者、検査結果の承認者のその責任と権限を明確にする。
 - ・品質保証部門について、製造部門からの独立性を確保する。
- ② 試験検査データの信頼性向上
 - ・試験検査機器の規格に従った定期的な検定実施。
 - ・現場での不正防止策の実施。→ 自動化等の検査システムの導入。

3. 品質管理体系のチェック

- ① 識別管理、変更管理、不適合処置(再発防止含む)のルールと運用手順の徹底と実施。
- ② 内部監査。(品質保証システムのチェック)

4. 品質保証に関する課題を確認し、改善の指示を行うための、経営層が主導する会議体等の設置<製品品質(不適合事象、不良率など)のモニターと改善。>

5. 品質・技術レベルの実態と、JIS規格等の公的規格及びお客様との取り決め内容の整合性の確保

- ① 各社は、試験・検査データのトレンド管理、あるいは試験・データの分析による工程能力等の把握を行い、公的規格及びお客様との取り決め内容が、当該社製品製造上あるいは製品仕様上適正かどうかの検証を行う
課題がある場合は、速やかに関係者と協議の上見直しを行う。